

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

平成28年3月23日（水）

開会 9時00分

閉会 11時20分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、  
山口千代己教育長

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（学校教育担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）中嶋中、

次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 辻成尚

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 早川巖、 班長 加藤真也、

課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 岡村芳成、主幹 奥山充人、

主幹 田中宏明、主査 山本篤志

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、課長補佐兼班長 吉田淳

学力向上推進プロジェクトチーム 担当課長 山田正廣、

課長補佐兼班長 水野和久、

指導主事 福山貴久

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、

指導主事 須川豊

人権教育課 課長 松村智広、人権教育監 赤塚久生、班長 中西史朗

### 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第59号 「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来の ために～」(案)について	原案可決
議案第60号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する 規則案	原案可決

議案第 6 1 号	三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則案	原案可決
議案第 6 2 号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 6 3 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 6 4 号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第 6 5 号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 6 号	県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 7 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 8 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 9 号	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 0 号	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 1 号	平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則案	原案可決
議案第 7 2 号	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 3 号	教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

報告 1	平成 2 8 年度事務局職員の人事異動報告について
報告 2	平成 2 8 年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 3	平成 2 8 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について
報告 4	「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」について
報告 5	平成 2 7 年度みえスタディ・チェックの実施状況について
報告 6	人権学習指導資料（小学校高学年）「みんなのひろば」について
報告 7	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成28年3月8日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第62号から議案第64号及び報告1から報告3は人事管理に関する案件であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第59号から議案第61号、議案第65号から議案第73号を審議し、公開の報告4から報告7の報告を受けた後、非公開の議案第62号から議案第64号を審議し、非公開の報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第59号 「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」(案)について (公開)

(宮路教育政策課長説明)

議案第59号 「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」(案)について

「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」(案)について、別紙のとおり提案する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」(案)については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、別紙の1ページをご覧ください。さまざまな場面でご意見をいただきながら進めてまいりました次期教育ビジョンの策定ですが、今回、議案として上げさせていただくこととなりましたので、改めて簡単に説明をさせていただきます。

「1 基本的事項」につきましては、計画の位置づけとして三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容等を示す中期計画でございます。それから、今年度策定しました「三重県教育施策大綱」をふまえた計画であるとともに、教育基本法第17条に基づく本県の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」、いわゆる教育振

興基本計画とするものです。計画の範囲は、学校教育を中心とした施策としております。計画期間は平成28年度から平成31年度までの4年間です。

「2 策定の経緯」ですが、三重県教育改革推進会議を中心に議論をしていただきながら、(2)として、県民懇談会で県民の皆さんのご意見をお聞きしたり、昨年10月から11月にかけてはパブリックコメントを実施し、ご意見をお聞きしてきたところです。また、県議会、関係者等の意見反映ということで、県議会教育警察常任委員会や市町等教育長会議等で中間案、最終案を説明させていただきご意見をいただいたところです。

「3 「三重県教育ビジョン」のポイント」として、今回、「三重の教育宣言」を基本理念として掲げているところが1つ目です。それから、学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設するとともに、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけたところが2つ目です。3つ目として、特に注力する8つの重点取組を定めるとともに、30の施策と105の数値目標を掲げたところがポイントです。

2ページをご覧ください。教育ビジョンの構成は、4ページに掲げているとおりです。

「5 前回2月17日教育委員会定例会報告以降の主な修正点」を説明させていただきます。この修正は、27年度の数値が明らかになったため、現状値を最新のものに修正したことによるものです。特に「また」以下にございますように、健康教育の推進、重点取組の「教職員の資質向上」の指標につきましては、現状値を修正したことに伴い、目標値も上方修正させていただきました。見ていただきますと2ページの一番下から2つ目の「健康教育の推進」につきましては、26年度の現状値が66.4%に対しまして目標値を71.0%としていましたところ、現状値が70.7%と目標値にかなり近くなりましたので、目標値を75.0%に上げたものです。3ページの下の方の2つ目のところです。「教職員の資質向上」につきましては、目標値79.0%と考えていましたところ、調査の結果、現状値が86.7%という数字が出てきましたので、これにつきましても目標値を90.0%に上方修正したものです。

「6 三重県教育ビジョンの周知および進行管理」につきましては、冊子本冊および概要版、リーフレット等により教職員、保護者等に周知を図っていきたいと考えております。また、PTAのいろいろな研修会や教職員に対する研修会においても、概要版、リーフレット等を用いて周知に努めていきたいと考えております。

最後の(3)進行管理ですが、数値目標の達成状況等について自己評価を行い、毎年、県議会、総合教育会議等で報告をさせていただきながら検証をしていきたいと考えております。

## 【質疑】

委員長

平成26年から審議会と県議会の委員会等までいろいろな角度で練り上げてこられた教育ビジョン、今日の結果をもって(案)が取れるということですね。最後になるうかと思えます。委員の方からご意見はありますでしょうか。

岩崎委員

2月11日の定例会以降の修正点の中で「幼児教育の推進」の「幼保小連携に関する研修を実施している市町の割合」というのは、修正後に現状値が下がってますね。これは26年と27年だったら下がっているということですか。

教育政策課長

これにつきましては、26年度の数値のとり方が幼保小それぞれ幼保、幼小、保小の連携ということで捉えていまして、市町の中には幼稚園がないところがありますので、それを除いていたのですが、本来の趣旨からすると、ないところは例えば保育園と小学校の連携だけでいいだろうということで、27年度はそちらを入れて取り直したということで結果的に下がっているように見える状況です。

森脇委員

中身というより、これまでの流れとこれからの見通しをお聞きしたいのですが、これは、ビジョンとしては例えば改定版第2版、第3版とか、そういう位置づけでは第何版にあたるのかということと、次のビジョンは、どのあたりから準備を次への改定に向けてされるのかなどの大きな流れを少し聞きたいです。

教育政策課長

教育ビジョンとしては、現行のビジョンが1つ目、それまでは教育振興ビジョンという名前でありましたが、ちょっと趣旨が違い、実行計画という計画を別でつくるような形のもので振興ビジョンがあったと思います。

県の教育振興基本計画として策定していますのは、今の現行ビジョンからでして、そういう意味で捉えると2つ目になるかと思います。

次期のビジョンはまだ予定はしておりませんが、今回と同様にさまざまところから意見を聞いていく必要があるかと思いますが、2年間ぐらいかけて策定をする必要があるかと考えております。

委員長

柏木委員はよろしいですか。

柏木委員

一つだけ、リーフレットで周知していくのが一番大事だと思うので、ちなみにリーフレットは何部ぐらい作成する予定ですか。

教育政策課長

基本的にはすべての保護者にわたるように冊数の計算をしていますが、幼稚園から高校までの全ての保護者を対象に配布はさせていただきます。最低限、それプラスいろんな場面で使わせていただく分を見込んで印刷をする予定です。

委員長

私からは6番目、ここまで時間もかけていろんな角度から練り上げてきたものであろうと思います。内容については、私も特に意見はありませんが、周知徹底と、先ほど配布のお話もありましたが、どれだけの方がこの中身について理解していただけるかというのは大切であろうと思います。それとともに大切なのは進行管理です。平成32年以降、揺るぎない形で続けていかなければいけないだろうと思います。

ただ予測されるのは、過去の4年間よりこれからの4年間のほうが子どもたちの教

育環境は、もっと激しく大きく速度早く変化をしていくだろうと。それが進行管理の中だけでは網羅できないことも出てくる可能性もあると思いますので、その辺は始まるにあたってよろしくお願ひしたいと思います。

教育政策課長

先ほどの柏木委員の質問について、保護者対象のところが18万から19万部ぐらいで、全体で21万部ほど印刷をさせていただき予定で進めております。

委員長

ありがとうございます。ということでよろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第60号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（小見山教職員課長説明）

議案第60号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

最初に3ページをお願いいたします。三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案要綱をお付けしています。この改正理由ですが、平成28年度の教育委員会事務局の組織について、所要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要があるということでご提案させていただきます。

その中身ですが、2つございまして、1つが新たに全国高校総体推進課及び教育支援事務所を設置するなど、組織及び分掌事務を改正することに伴い、所要の改正を行うこと。あと、組織規則の改正に伴い改正が必要となる事務専決規則について、所要の改正を行うものです。施行期日は28年4月1日からです。

具体的話として、4ページからが新旧対照表となっています。上段が改正案の部分です。第4条、本庁の課のところですが、14のところから全国高校総体推進課というのを入れます。第12条、小中学校教育課の事務分掌の中に教育支援事務所に関するものを、事務分掌に入れさせていただいております。

第18条、新しくできた全国高校総体推進課の分掌事務について決めました。次ページですが、第23条の事務局の事務について、地域機関として教育支援事務所及び埋蔵文化財センターという形で教育支援事務所というのを追記しております。同じく2に教育支援事務所の名称及び位置、所管、区域について次のとおりということで、括弧の中に北勢教育支援事務所、南勢教育支援事務所、紀州教育支援事務所のことについて決めました。

あと、第25条の分掌事務のところですが、教育支援事務所の分掌事務について定めております。

6ページでは、第27条で地域機関のところでは教育支援事務所に所長を置きます。あと、第28条に新しく県全体で主任という職ができますので、その分について示させていただきます。

この組織改正の規則の見直しに伴って、7ページに事務専決規則の一部改正に関して教育支援事務所の所長を追記させていただきました。

簡単ではございますが、組織改正に伴う見直しということでご提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

そのものずばりの全国高校総体推進課、分かりやすいですね。ご質問はよろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第61号 三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則案（公開）

（小見山教職員課長説明）

議案第61号 三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則案

三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。規則案要綱をお示ししています。今回の規則を廃止する理由と内容、施行期日です。規則を廃止する理由ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正があり、元来、40条で勤務成績の評定という条がございましたが、これが廃止されて、新たに23条で人事評価の根本基準なり人事評価の実施という形で地方公務員法が改正されております。その法律の改正に伴って、先ほどご説明しました三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則、三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則、この規則は、地方公務員法の40条の勤務成績の評定のところを根拠に規則として定めてお

り、この法律自体が削除となりましたので、法律改正に合わせて廃止するものです。

地公法の中では23条で人事評価について、(2)のところで新しく勤務成績の評価と人事評価ということで、新たに取り組むことになります。その中身については、今年度1年間かけて試行という形で教職員の育成支援のための評価ということで取り組んできておりますが、それを28年4月から本施行します。

簡単ですが、説明は以上です。

#### 【質疑】

委員長

法改正に伴う修正、よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

議案第65号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第66号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第67号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第68号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第69号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第70号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第71号 平成二十七年勸告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則案 (公開)

議案第72号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(紀平福利・給与課長説明)

議案第65号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第66号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第67号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第68号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第69号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第70号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第71号 平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則案

議案第72号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

以上、8つの規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年3月23日提出  
三重県教育委員会教育長。

提案理由 8つの規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容につきましては、横書きの参考資料により順次、説明をさせていただきます。右肩に議案第65号から第72号参考資料とあるものをご覧ください。その上段の2行にありますとおり、今回、改正又は制定いたします規則案は、改正地公法に対応するための条例の改正に伴う改正、また、人事委員会勧告に基づく給料表の改定等に伴う改正と、その他規定の整備という3つの理由により改正を行います。以下の表中の主な改正内容の末尾にそれぞれ該当する理由をA・B・Cという形で記載いたしましたので、参考にしてください。また、右の備考欄には、給料表の用語について必要な説明を加えましたので、合わせてご覧いただきたいと思えます。

まず、議案第65号ですが、主な改正内容は、職務給の原則、これは「職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならない」という原則でございます。職務給の原則の徹底を目的とした改正地公法に対応するために、給与条例で等級別基準職務表を規定することに伴い、条例で規定しない少数の職種についての規定等を整備するとともに、行政職給料表昇格時号給対応表の昇格後の号給の級を2級から6級までに改めるものです。具体的には教育職給料表の1級に助教諭を、2級に講師、任用の期限を附さない者に限りませんが、これを規定いたします。また、行政職給料表の3級から6級までに適用される実習船の船員の職種について規定を行います。

2つ目、人事委員会勧告に基づく給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表の改正を行います。

3つ目、国の規則改正に伴い、学歴免許等資格区分表等の所要の改正を行います。これらにつきましては、公布の日、等級別基準職務表等の改正規定は、平成28年4月1日から施行し、昇格時号給対応表の改正規定は、平成27年4月1日から適用いたします。

次に、議案第66号です。主な改正理由は、公立学校職員に準じた給料表の改定等に伴い、級別資格基準表及び昇格時号給対応表の改正を行います。これにつきましては、公布の日、級別資格基準表の改正規定は平成28年4月1日から施行し、昇格時号給対応表の改正規定は、平成27年4月1日から適用いたします。

議案第67号をお願いいたします。小中学校の統廃合に伴い、へき地学校級別指定表等の整備を行います。へき地手当につきましては、交通条件ですとか自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校及び

へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に対して支給する手当です。松阪市立飯高西中、紀北町立白浦小、紀宝町立明和小、紀北町立志子小が廃校になることに伴い、級別指定表等から削除します。

また、2つ目ですが、給与条例に等級別基準職務表を規定すること等に伴い、所要の改正を行います。別表第6というのがございますが、これは管理職手当の支給について定める表です。「特に困難な事務長」を「困難な事務長」に改めるなど所要の改正を行います。これにつきましては、条例の中で関連する事務長について、職務内容の改正を行いましたので、関連するこの規則についても必要な改正を行うものです。

また、第1号様式、これは総代者選任届というもので、職員が死亡した場合に未払いの給与を相続する者の選任に係る届出書です。これは様式に不備がございましたので、必要な改正を行います。それで、「私こと」を削る改正を行います。これらにつきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

議案第68号です。これは人事委員会勧告による勤勉手当の支給月数の引上げに伴い、平成27年12月期以降に係る勤勉手当の成績率の上限について、所要の改正を行います。成績率の上限につきましては、現在、標準の成績率の2倍ということで今は規定をしております。現行では標準の成績率は100分の75であるため、上限を100分の150ということで規定をしております。それが真ん中の表の下記以外の職員のところの現行の数値となっております。下記以外の職員と再任用職員について、現行の率を12月期と28年6月期以降でそれぞれ必要な改正を行います。これにつきましては、公布の日、また、平成28年6月期以降につきましては、平成28年4月1日から施行し、平成27年12月期につきましては、平成27年12月1日から適用いたします。

次に、議案第69号です。これは国の地域手当の支給割合の見直しに対応するため、附則別表等について所要の改正を行うものです。例示ですが、それぞれの級地について、現行の率、また、平成27年4月1日からと平成28年4月1日からの支給割合の改正を次のように行います。これにつきましては、公布の日、一部平成28年4月1日から施行し、平成27年度における支給割合に係る改正規定は、平成27年4月1日から適用いたします。

次に、議案第70号です。単身赴任手当の加算額を下の表のように改正をいたします。単身赴任手当は、異動に伴い、自宅から通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することになる職員に対して支給される手当です。これは基礎額と加算額を合わせた額を支給しておりますが、今回、加算額を現行から改正案まで右の改正幅だけ、それぞれ距離区分に応じて改定を行うものです。

次、議案第71号をお願いいたします。議案第71号につきましては、まず右の備考欄をご覧ください。給与制度の総合的見直しについての説明です。公務員給与が高い等の指摘や50歳代後半層の官民の給与差などを踏まえ、平成27年4月から給料月額を全体的に引き下げるとともに、激変緩和措置として27年3月の給料月額を保障する制度です。真ん中の改正理由をご覧ください。給与制度の総合的見直し等に伴い、現給が保障され、かつ55歳超の1.5%減額対象者（校長と行政職給料表6級の適用者）に対する給与の支給等について、今回の給料表の遡及改定に伴う計算過程

における端数処理（給料は1.5%減じて算出するのに対し、減給保障額や手当については0.985を乗じて算出する）の相違から支給額が現行より1円減少する不利益を防止するための特例措置やその他平成27年勧告改正条例の施行に伴う所要の措置を講じるものです。この内容につきましては、少し分かりづらいので裏面の4ページをご覧ください。これは一番上にありますとおり、県立学校の55歳を超えた校長と仮定をした例です。一番上の横表をご覧ください。この方は平成27年3月31日に4級の35号として468,400円の給料月額を支給されておりましたが、上から2つ目の表のとおり、1.5%減額の措置が行われますので、実質的には461,374円の支給を受けておりました。

次に、上から3つ目の表ですが、平成27年4月1日から給与制度の総合的見直しにより、給料月額は448,200円に引き下げられることとなりました。ただし、新しい給料表へ円滑に移行するため、新しい給料月額が3月31日時点の給料月額より下回っている場合には、現在、今、平成31年3月31日までですが、その差額が支給されております。この方の場合も468,400円との差額ということで、20,200円が現給保障をされております。

一方、この現給保障につきましては、0.985を乗じて支給することが定められておりますことから、上から4つ目の表のとおり、給料月額から1.5%を減じた結果の441,477円と、あと、現給保障額に0.985を乗じた結果の19,897円を足して461,374円が支給されておりました。

次に、上から5つ目の表ですが、人事委員会の勧告の実施により給料月額は458,900円に引き上げられますので、この方の現給保障額は9,500円となります。これにより、6つ目の表のとおり、給料月額については、1.5%の減額をした452,016円に現給保障額の9,500円に0.985を乗じた額を加えますと461,373.5円となり、改正前の461,474円より1円減少してしまうという不利益を防止するため、端数を切り上げることにより同額を支給するという改正を行うものです。このような内容の改正を行います。

最後の議案第72号です。人事委員会勧告による給料月額の引き上げに伴い、非常勤講師等の基本額の改定を行います。具体的には、表にありますとおり非常勤講師の時間給と非常勤の助手の方の日額をそれぞれ現行の額を改正案の額に改定幅の額だけ引き上げるものです。どうぞよろしくお願いたします。

#### 【質疑】

委員長

改正地公法に対応するための条例改正に伴う改正ということと、人事委員会勧告に基づく給与条例の改正に伴う改正、その他規定の整備ということですが、ご意見よろしいですか。

岩崎委員

これは27年の12月1日から適用の部分については、遡ってやってるということではないんですか。

福利・給与課長

遡って行うということです。

岩崎委員

給料の調整をこの年度内に済ませるということでよろしいんですか。

福利・給与課長

3月末に行います。

委員長

参考のために教えてください。3ページ、70のところ距離が書いてありますね。これは実質上、1,100キロとか1,300キロとかいうと海外と違いますか。例えば最も近い海外というと韓国ですか、これは県庁からですね。海外のほうが近い、国内で一番端っこだと遠いと。海外とか国内は関係ないんですか。

福利・給与課課長補佐兼班長

距離は職員の住居から配偶者の住居までです。距離が長いのは、国の規定を準用しているためで、国でいきますと北海道から沖縄まで転勤がありますので、それで長い距離が規定されています。三重県でいえばそういう距離はまず考えられませんが、国に準じたということでもここまで距離を規定しております。

委員長

あと、よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

**議案第73号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案（公開）**

（森井特別支援教育課長説明）

議案第73号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

本議案は、いわゆるマイナンバー法及びマイナンバー利用条例に基づき特別支援学校の就学奨励費に係る事務においてマイナンバーを利用するために、教育委員会規則において必要な事項を定めるものです。

資料をご覧ください。1ページから2ページが規則案です。規則案の内容につきましては、3ページの規則案要綱をご覧ください。要綱に沿って説明させていただきます。制定理由は、いわゆるマイナンバー利用条例の一部を改正する条例の施行に伴って必要となる事項を定めるために教育委員会規則を制定するものです。この条例は、マイナンバーを独自に利用する事務「独自利用事務」といいますが、これを規定するもので、2月3日の教育委員会定例会において提案をさせていただき、3月22日に施行されております。主な制定内容ということでご覧ください。(1)は、特別支援学校就学奨励費の支弁に関する事務において、マイナンバーの独自利用が可能となる事務の範囲を定めるものです。3ページの下段に参考とあります条例別表をご覧ください。別表第1の教育委員会の事務の欄に「特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって三重県教育委員会規則で定めるもの」とありますように、事務の範囲を教育委員会規則において定めることとなっております。

中段に戻っていただき、(2)他の執行機関が行う事務において、教育委員会が特定個人情報を提供する場合の情報の範囲を定めるものです。4ページの別表第3にありますように、情報の範囲についても教育委員会規則において定めることとなっております。

1ページの規則案にお戻りください。独自利用が可能となる事務の範囲は、別表の第1の下段に定めています。特別支援学校就学奨励費のうち、特別支援学校への就学奨励費に関する法律に規定されていない特別支援学校就学補助経費、いわゆる補助金の部分に係る事務とします。知事が行う3つの事務への提供が可能となる情報の範囲は、別表第2の下段に定めております。施行の期日は公布の日からとします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第73号、ご質問はよろしいですか。

参考のために一つ教えてください。施行期日が公布の日から施行するという特定の日にちは入っていませんが、施行の日というのはいつですか。

特別支援教育課長

3月28日です。

委員長

こういう決め方もあるんですね。これは事務当局が例えば極端な例ですが、半年後とかでも違反にはならないんですね。

教育長

次年度までにしなくてはいけないかと。

岩崎委員

勉強のために。基本的にこれは個人情報の提供で、特定個人情報だからいいかと思

いますが、個人情報の審査会みたいところはかける必要はないんですか。行政機関内での情報の提供だったらいいんですか。

特別支援教育課長

ここに定めさせていただくことで利用が可能になるという形で進めさせていただいております。

岩崎委員

個人情報の保護の審査会を通す必要はないということですね。わかりました。

委員長

ほかにはよろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

報告4 「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」について（公開）  
（長谷川高校教育課長説明）

報告4 「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」について

「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」について、別紙のとおり報告する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

昨年、9月29日に第1回の専攻科設置検討委員会を開催していただき、それ以降、合計3回の協議をしていただきました。このたび、三重県立高等学校専攻科設置について協議のまとめを取りまとめていただきましたのでご報告をいたします。それでは、1ページをお開きください。まず、「1 はじめ」にです。平成26年の四日市市長と知事との対談、生徒保護者の専攻科に対するニーズ、学校教育法の一部改正など専攻科設置を検討するに至った背景が記載をされております。

次に、3ページをご覧ください。「3 提言」です。（1）専攻科設置の必要性として、工業学科の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科に学んでおります。また、約8割の生徒が就職をしている状況です。一方、進学については県外の大学等へ進むことが多くなっている状況です。このような状況の中、北勢地域の工業高校生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてのアンケートを実施いたしました。すると、高いニーズがあることがわかってまいりました。

そこで、委員会からは生徒の進路の選択肢を拡大するとともに、県内で学び自己実現を図ることのできる教育環境を早急に整備する必要があるとの提言をいただきました。

（2）三重県独自の特色についてとして、複数の企業でのインターンシップやデュアルシステムの実施、ドイツのマイスター教育等海外での研修を体験、課外活動を充実してハイレベルな競技会等へ挑戦など、特色ある取組を提案いただきました。

（3）専攻科の設置については、設置時期として平成30年度以降のできるだけ早期の開設、設置場所として県立四日市工業高等学校、設置学科及び設置コース、入学定員として工業に関する学科に機械に関するコースと電気に関するコースを設置

し、各10名程度、合計20名程度が適切であるとされました。

(4) 企業との連携については、企業との連携は不可欠で、企業人による講義や企業での現場実習の実施、また、海外での企業研修や技能五輪大会への参加の支援など専攻科の学習活動等を多面的に支援いただけるよう、ネットワーク構築の重要性についてのご意見も多数いただきました。

(5) 専攻科の教育目標についてです。6ページをお開きください。委員会からは4つの教育目標を提案いただきました。1つ目として、専門的知識と技術・技能の深化・発展により高度で卓越した専門教育を行うこと。2つ目として、自ら問題意識を持ち、課題を解決できる力の養成として、産業界と密接に連携した実践的な教育活動を行うこと。3つ目として、本県のものづくり産業に寄与できる将来の地域産業の担い手づくりをすること。最後に、技術力と人間力を兼ね備えた生産現場の牽引役を育成することです。

最後、8ページです。「4 おわりに」として、生徒の学習ニーズや産業界の要望を絶えず検証すること。そして、既存の工業高校の更なる充実の必要性についても触れていただいています。また、企業との連携のみならず、関係団体や県の雇用経済部等と十分に連携・協力し、スピード感を持って専攻科の設置を実現することを期待され、提言は締めくくられています。

本提言を受けまして、平成30年4月の開設を目指して、平成28年度は学習環境の整備に向けた検討や教育課程、入学者選抜等についての検討を早急に進めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

## 【質疑】

委員長

ただいまの報告にご意見、ご質問はありませんか。

森脇委員

具体的なことでいくつか質問があります。簡単に答えていただけるものだと思いますが、専攻科の場合は、年限は何年でしょうか。それから、専攻科の教員になる方は教員免許が必要でしょうか。3ページに進学者で三重大工学部に行く進学者が例年ごく少数というのは、何か理由が考えられるのでしょうかという、この3つです。

高校教育課長

年限は2年間の修業年限を考えております。

教員に関しては、今、省令改正に向けての準備が国のほうでも進められていますが、事前に例として挙がっているものとしては、教員免許状を持って2年以上の実務経験のある方、もしくは、なかったとしても短期大学、大学等で教授をされていた方などの例が挙げられておりました。

三重大学の工学部への進学については、いろんな状況があるかと思いますが、推薦などで行く生徒もいますが、一般での入試というのも専門教育を中心にしてやっておりますので、そういうところでもちょっと難しい面もあるかと思っております。

森脇委員

そうすると、教員免許のことについては、高校の免許は必須ではないということですね。

高校教育課長

今のところの情報でございますが。

森脇委員

幅広い人材を専攻科の教員として確保するためには、高校の教員免許を必須にする  
と、狭くなってしまうのではないかと思ったのでお聞きしました。

柏木委員

この専攻科にとっても期待しているんですが、その中で2年間の授業料はどういう考  
え方でしょうか。

高校教育課長

今も水産の専攻科と桑名高校衛生看護科の専攻科は現在もございまして、条例で決  
められていまして、その額になるかと思えます。

柏木委員

高校無償化とは違って、この2年間は授業料をという考え方でいいんですね。

高校教育課長

発生するはずです。

柏木委員

金額はいいんですが、こういうのを進めていくときに高校の延長みたいな感じなる  
と誤解される方もみえるかと思ったので、私自身もどっちなんだろうと思いまし  
たので質問をさせていただきました。

副教育長

今も無償化ではないので、支援金給付金の対象にはならないと。

委員長

これはほかの都道府県にこういう例はあるんですか。

高校教育課長

他県も工業の専攻科を置いている県がございますが、岩手や秋田なども見てきまし  
たが、専攻科が多いのは看護の専攻科が多いです。また、水産が全国にも多いです。  
数からいうと工業はそんなに多くないということが全国的な傾向となっております。

委員長

森脇委員とブッキングしますが、この間も教育長と立ち話程度の雑談の中で言っ  
てましたが、工業高校の中の特に機械とか電気の設置してある設備の老朽化は、議  
会のテーマになったと思いますが、親心としては、これから世に出ていく生徒た  
ちに最新鋭の設備を扱わせてあげたり、触らせてあげたいというのは一方である  
と思うんですが、そういうものは5年もすると時代遅れ、日進月歩といいますか、  
ものすごく進化が早いので、それはマーケットニーズもあると思いますし、機  
械メーカー側の販売作戦といいますか、どんどん新しい機能を付けていか  
ないと他者に勝てないというようなマーケットの事情もあろうかと思いま  
すが、何が言いたいかというと、全てのもの  
がデジタルで今は制御をされるようになってきている。ところが、私はやはり手

触る、自分の手でやるのが全ての基本と思っているんです。それができないままにそういうデジタルの世界へ入ってしまうと、後戻りできないんです。少なくとも工業高校のレベル、あるいは高校でもそうだと思いますが、基本の基本をしっかりと学ばせてあげたい。そこができたなら割とデジタルの世界に入っていくのは簡単です。どれだけデジタルが進んでも、ここで育てようとしている人材は、マイスターといいますか、その世界はデジタルでは具現化できないと思っているんです。そういう意味で森脇委員がおっしゃったように、技術、技能を持っておられる方がおそらく団塊の世代か、その前後にはたくさんおられるので、高校教員免許が必須になってきますと、なかなか人材の確保が難しいかという気も少しします。その期待が大きいかと思しますので、いい形で審議会の委員の方、それなりに現場を体験してみえる方が入っておられるのでいいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岩崎委員

今の話の続きで言うとデュアルシステムとかインターンシップで行ったところが完全なコンピューター制御でやっていて、それで専攻科で結構アナログをやるというイメージに今のままではならざるを得ないのですか。

高校教育課長

専攻科ではフライス盤や旋盤などの手でやるほうのものも整備をして、そこはきちんと高い技術力を高校3年間の上にさらに2年間ですので、技術力を身につけつつも、最先端の機器は、先ほどおっしゃったようにどんどん進んでいきますので、それを追っかけていくわけにはいきませんから、企業と連携をして研修をさせていただいたり、そんな中でいろんな技術にも触れさせていただくと。目指すのは中堅技術者ということで、チームリーダーとして生産現場を束ねていけるようなということです。機器が壊れたときにどのように改善していくのかとか、生産性をあげるにはどういうふうにしていったらいいのかとか、そういうことも含めて技術力だけではなく。リーダーとして頑張っていけるようなことを現場で実習を通じて学ばせていただければと思っていますところなんです。

委員長

生産活動も行うといいかもしれませんね。企業から注文を取って実習のための作業ではなくて、お金になる、1個いくらみたいなのをやると、実習がもっとリアルになると思うし、余分な意見かもわかりませんが。

高校教育課長

ありがとうございました。相可高校の生徒もまごの店という現場で生産から計算からマーケティングからいろんなこと全てやっておりますので、そういうふうに生の学習のようなものができればいいなと伺って思いましたので、いろんなアイデアをいただきまして教育内容はこれからですので、盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長

納期、品質、コストを三原則に。あと、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告5 平成27年度みえスタディ・チェックの実施状況について（公開）

（山田学力向上推進プロジェクトチーム担当課長）

報告5 平成27年度みえスタディ・チェックの実施状況について

平成27年度みえスタディ・チェックの実施状況について、別紙のとおり報告する。  
平成28年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長。

1ページをご覧ください。みえスタディ・チェックにつきましては、昨年度より子どもたち自身が自らの学習内容の定着状況を把握し、目的を持って主体的に学習する意欲を育むとともに、教員が児童生徒の学習状況を把握し、授業改善及び個に応じた指導の充実等、各学校の組織的かつ継続的なPDCAサイクルに資するよう実施しているものでございます。みえスタディ・チェックの本年度の状況について報告をさせていただきます。実施日時及び対象学年、対象教科、実施率等につきまして、この表にまとめさせていただきました。本年度はより実効性を高めるために各市町教育委員会及び学校の意見をもとに、他県の独自テストの状況等も参考にしながら見直しを図りました。具体的には、実施日を原則年1回に。昨年度は試行実施も入れて3回行いましたが、本年度は原則年1回で、小5中2のみ年2回とさせていただきます。

対象教科につきましては、10月には国語、算数・数学、理科の3教科で、学年を絞った2月には国語、算数・数学の2教科で実施をいたしました。また、スタディ・チェックの問題等につきましても、県のほうで印刷を行い各学校へ配送するという改善を図っております。このようなこともございまして、実施率につきましては、今年度第1回第2回とも対象となる児童生徒がおります全小中学校で実施となりました。

2ページをご覧ください。本年度の結果ですが、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育む取組を進めることが重要であるという観点から、県全体の状況等につきまして県教育委員会小中学校教育課・学力向上推進プロジェクトチームのホームページに掲載をしたいと考えております。

具体的な内容は、別添の資料をご覧ください。公表内容につきましては、大きく2つに分けております。1ページ、2ページにあります概要の部分と、もう一つが3ページからの各教科の結果分析についてです。この3ページからの各教科の結果分析については、子どもたちの達成感や理解度の伸び、無解答率の状況等に注力しつつ学力向上の取組を進めてきておりますので、その無解答率の改善状況等々についても記載しております。無解答率の改善については、子どもたちが諦めずに最後まで取り組む姿であり、また、やる気や達成感に、あるいは理解度の伸びにつながることを考えて、このようにグラフにもしております。

正答数分布グラフを（3）に載せました。これは、子どもたちが各教科における自分自身の学習の定着度が一目で分かり、励みとなるようにということで載せております。そして、ここでは県内での自分の立ち位置がどのあたりにあるかということも一目で分かるように、縦軸を児童数、横軸を正答数とした分布グラフにしております。

次に、4ページから6ページです。これは、スタディ・チェックの設問別の集計結果で、それぞれの設問ごとに出題の趣旨、そして、学習指導要領における領域、評価

の観点、問題形式、さらにワークシートとの関連、加えて、その設問に対する正答率、無解答率が分かるように表にして掲載させていただく予定です。

続いて、7ページをご覧ください。7ページにおいては、それぞれ各教科の具体的な課題と全体の傾向、指導改善のポイントということで3つの視点から掲載いたしました。まず、各教科の具体的な課題等につきましては、それぞれの教科の各設問に着目をし、相当数の子どもができているものを強み、あるいは、課題が見られるのを弱みとして具体的に掲載をしております。

続いて、全体の傾向というところで、子どもたちの各教科における全体的な課題等をまとめて掲載しました。さらに、指導改善のポイントにつきましては、各教科の具体的な課題等で取り上げた弱みに対し、その指導改善のポイントを掲載しております。さらに、8ページ以降には先ほどの指導改善のポイントで取り上げている問題に関連するワークシートの例を載せております。例えば12ページですが、今回のスタディ・チェックで実施した問題で課題があったところ、改善するには、このようなワークシートを授業あるいは家庭学習等で利用しながら改善を図ってくださいということによって挙げているものです。これらのワークシートにつきましては、子どもたちのわかる喜びやスタディ・チェックで明らかになった課題、つまりきを改善していくために当方で作成したもので、小中学校教育課・学力向上推進プロジェクトチームのホームページ上でも提供しているものです。現在、1,222のシートを掲載しております。

なお、参考資料として別添のみえスタディ・チェック解説資料というものをお手元につけさせていただきました。この解説資料は、問題の解答と同時に各学校へお届けし、それぞれの活用を図っているものです。内容としましては、全国学力・学習状況調査の解説資料と同様に、スタディ・チェックの出題の趣旨、学習指導要領における領域等をはじめとし、各設問ごとに子どもたちの具体的な解答状況を把握することができるように設定した解答類型、あるいは、この正答や誤答についての解説、学習指導の改善、充実を図る際のポイント等を示したもので、それぞれ各学校での自校採点はもとより、終わった後の授業改善や個に応じた指導に活用するように各学校で取り組んでいただいているところです。

最後に、全体の結果の概要につきまして、再度、報告の資料の3ページにお戻りください。「4 分析総括」として、大まかに申し上げますと、国語では小中学校ともに漢字の読みはできている状況ですが、自分の考えを書くこと、話の内容等を引用してまとめることに課題が見られる状況がありました。算数・数学につきましては、小学校では四則計算、中学校では等式変形ができています。一方で、小学校においては図形領域に、中学校では特に割合の問題、さらに小中学校ともに算数・数学的な用語をもとにして説明していくことに依然として課題があることが明らかになっております。

また、理科においては、実験の方法等を計画したり、実験結果を分析して解釈すること、あるいは、それらを記述式で説明することに課題が見られました。これらの点につきましては、先般の市町の指導主事を集めた学力向上推進会議においても報告をさせていただき、引き続き、それを受けて改善に向けた指導を行っていくことで共有を図りました。

以上でございます。

#### 【質疑】

森脇委員

スタディ・チェックの実施状況ですが、来年度の予定をまずお聞きしたいのですが、27年度と同じようなことを考えていらっしゃるのか、例えば、中学校で英語は教科としてこれまでやってませんが、やったほうがいいんじゃないかとも思いますが、どういうふうに考えているのかというような、まず27年度の総括を踏まえて28年度をどういうふうに考えているのかというのが質問の1点目です。

それと、もう一つ大きな質問を先にさせていただくと、ここまでは、おそらく三重県の学力を上げてきた一つの重要なツールだと思います。ただ、このことを指導主事の集まっている中で課題と成果みたいなことをおっしゃる。でも、このことが現場の末端までどういうふうに行き渡っていくのかということもフォローしてチェックするのはとても大事なことだと思いますが、このあたりについては学力推進プロジェクトチームとしてどう見ているのか、その2点を確認、教えてください。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

来年度28年度の方向ですが、基本的には教科や回数はこのままでいく予定でございます。ただ、実施時期につきましては、第1回を全国学力・学習状況調査が行われます4月19日を基準日といたしまして、小学校の4年生・5年生、中学校の1年生・2年生も行う予定でしております。そして、その後、早くからPDCAを回して取り組んでいただき、そして、2月には本年度と同様、小学校の5年生と中学校の2年生を対象に2回目を行うことで考えております。

英語につきましては、英語が国のほうでも盛り込まれる予定があるということで、私どももそれに間に合うよう、英語もスタディ・チェックとして入れていくのか、あるいは、また別途の形であるか議論を深めながら、何らかの形でそれに対応するようなものを準備していきたいと考えています。来年度は、翌年度に向けた方向性を持って検討してまいります。

さらに、2点目の各学校への徹底ですが、今申し上げた形では県のホームページに一般の方にも分かる形でも公表させていただきますが、教師用といたしましては、さらに市町教育委員会を通じ、速報版としてここに挙げさせていただきました正答率や、弱み・強みに加えて、このような改善の方法があるという授業改善の資料をより多く付けたものを教師用として各学校への教師用のページに載せさせていただきます、配信を予定しております。

森脇委員

各学校の研究事業と密接に今おっしゃったことがつながっていく必要があると思います。例えば、図形や割合のことなどかなり具体的なところまで情報を流すだけではなくて、そのことを各学校が校内研究の主題とすとかいうような形でつながっていくシステムを考えないといけないと思います。そのためには情報をホームページに掲載したとか、教師用のマニュアルをつくったということだけでは難しいんじゃないかと。各学校の状況を見ていると、まだまだそういうこととリンクした、例えば校内

研究の主題とかが立てられているところは少ないんじゃないかと思います。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

今、指導主事が学校訪問をさせていただいたり、学力向上アドバイザーが学校へ入ったときに、この例をもとに具体的にどのように実践していくかということで、授業も観せていただきながらアドバイスをさせていただくことを進めているのと、これから教育支援事務所もできてきますので、その指導主事等との連携にあたり、まずはこういう資料をどのように活用していただくかということで具体的な方向性を示していきたいと思っております。なお、現在においても、スタディ・チェックの活用をどのぐらいしているかということで調査をさせていただいたときには、全国学調とスタディ・チェックとワークシートと3点セットの活用ということで聞いておりますが、約8割程度の学校ではこれを活用しているという結果が出ております。さらに充実を図っていきたいと思っております。

柏木委員

この報告を聞かせていただいて、今度の学調が楽しみというか期待できると感じました。三重県の教員の力を結集して頑張っている姿が目当たりにできて、とてもすてきな報告でした。

それと、もう1点、生徒質問紙というもの欲が出てきて、生徒質問紙も私は大事な一環だと思います。やはり子どもたちも自分の生活態度を見直す意味でも、生徒質問紙にも力を入れて、子どもたちの生活も一緒に改善していただければ、学力ばかりではないということで、この生徒質問紙の活用もしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

実施率が100%というのは、本当に100%だと思いますが、これは県教育委員会のほうからやいのやいの言ったからやったんですか。自ら進んでやられたんですか。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

私どもといたしましては、この試行を受けていろんなご要望を受けた中で改善したことによって、ある程度理解が進みまして取り組んでいただけたものと考えております。当初は、問題はどうかということもいろんなご意見がありましたが、実際これを昨年度見ていただくにあたり、この問題であれば大体使えるということでご理解を賜ったのと、昨年度につきましては、各学校等でCRTなどをやっていたのと時期が合わなかったということもございましたが、それもある程度早くからアナウンスすることで、本年度は10月と2月に行うということ、来年は4月と2月に行うということで時間をかけて徐々に日程の調整ができたことも一つの大きな要因であると思っております。

委員長

失礼な言い方になるかもわかりませんが、とりあえずやっておこうと。一番困るのはやっているふりです。絶対必要だと、教員の質を向上させたいとか、子どもたちにとっても必要と思っ取組むのと、やってないという報告はできないと、とりあえずやっておこうという、そのような懸念はないですか。

#### 教育長

温度差はあると思いますが、やっているうちに先ほど課長が言ったように指導主事が訪問して、そこをチェックしていくことが一番大事で、ホームページに載せるとかということではなしに、研究会へ行ってそこで指導助言するというのが一番大事かと。森脇先生がやっておられるように。

#### 森脇委員

次に、この三重県の体質から言うと、そういうことが起きるといえるか、可能性は結構あると思いますが、全国学調の採点をされましたね。あれはとてもいいと思います。要するに巻き込んでいく形ですね。できたらスタディ・チェックの問題作成にも現場の教師をもっと入れていって、今は問題をここでつくっているんですね。

#### 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

業者へも委託しつつ、私ども指導主事とで問題を作成します。

#### 森脇委員

それを問題の全国学調の採点に巻き込んでいったということがすごく大事なことであったし、今度はスタディ・チェックの問題作成にもぜひ巻き込んでいくという、そういう戦略を採るのは、一つの三重県を動かしていく手だと思っています。個人的な意見ですが。

#### 教育長

スタディ・チェックはしてないんですが、ワークシートのほうで現場の教員を巻き込んでおりますので、教科で5～6人ずつ寄ってもらって、先ほど見てもらった裏のワークシートです。そういうことをやっていますので、スタディ・チェックはスタディ・チェックでいいかと。宿題や授業で使うような、より多くの問題をそういうところで先生方にも知恵を出してもらったらいいかということで、現在、1, 2 2 2ということですので、それをどんどん増やしていく。小学校では東書とかいろんな教科書会社のドリルだけしかやってないんですね。それを自分たちで問題作成ができるようになってきたということは、一番大きいところかと。考える先生方も、そこへより多く巻き込んでいければと。

#### 森脇委員

その方々がまた授業をどういうふうに改善していくかという関連性もできればフォローしていくといいと思います。

#### 岩崎委員

だから、そのためにも4月早いうちに実施することが大きいことなんだろうね。どうしても学校現場で日程をとるとなると、26年、27年2年間かかって、ようやく4月に実施できるようになったということでもいいんですか。それぐらい調整に時間がかかるというのもありですかね。

#### 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

今のお話で1年目の3回はちょっと拙速であったかといいますか、その調整の中で十分浸透ができあがると思っております。

#### 委員長

よろしいですか。いろいろご意見が出ました。よろしくお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告6 人権学習指導資料（小学校高学年）「みんなのひろば」について（公開）

（松村人権教育課長説明）

報告6 人権学習指導資料（小学校高学年）「みんなのひろば」について

人権学習指導資料（小学校高学年）「みんなのひろば」について、別紙のとおり報告する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長。

配付資料の1ページをご覧ください。これまで小学校段階における人権学習指導資料につきましては、学校や市町教育委員会から多くのニーズをいただけてきました。そこで今回は文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」や三重県教育委員会が実施しました平成25年度人権問題に関する教職員意識調査の結果等を参考にし、小学校5・6年生における人権学習の充実を目的とした教職員向け人権学習指導資料を作成しました。

作成方法としましては、県内外の人権教育に関する広い知見と専門性を持つ公益社団法人三重県人権教育研究協議会に業務委託し、小学校教職員10名及び人権教育課の指導主事等で構成する作成検討委員会で作業を進めてきました。また、有識者に適宜、助言を求めるとともに、文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の委員を務める大阪教育大学の森実教授、同じく大阪教育大学の神村早織准教授に監修を依頼しました。さらに、関係機関、関係団体等へも意見聴取を行い、内容を充実させました。

次に、内容について説明いたします。配付資料の2ページには、学習展開例一覧として三重県人権教育基本方針に示す個別的な人権問題を基本として設定した15のテーマと学習のねらいを示させていただきました。お手元の人権学習指導資料をご覧ください。表紙を開いていただきますと、「目次」「はじめに」「作成にあたって」「活用にあたって」と続き、13ページからは全15テーマに沿った学習展開例を掲載しております。

31ページをご覧ください。本指導資料の特長について説明いたします。まず、授業ですぐに活用できるよう、ワークシート形式を採用しています。指導の際の参考となるよう、指導上の留意点を青字で、予想される子どもの反応を青字の斜字体で示しました。ここでは1922年の水平社宣言の理念が現代社会でどのように実現しているかを学びます。特に身近な県内の事例を取り上げ、子どもたちが関心を持って取組を進めるようにしています。33ページ、34ページには、発展的学習につながるような学習補助資料も掲載しました。また、別添で人権学習を指導する上での基礎的理解を深めるための教職員用資料や、子どもの実態に即して教職員が学習展開をアレンジできるよう、データファイルも合わせて配付いたします。国や県の調査では、人権に関しての知識、技能を身につける学習や、協力的・参加的・体験的な活動の不十分さが指摘されており、それらを改善できるよう内容を構成いたしました。また、性的マイノリティの人権や命の大切さ、障害者差別解消法など、子どもをめぐる喫緊の課題にも対応しております。

本指導資料につきましては、今年度内に県内全小学校、特別支援学校小学部等に配付する予定です。今後はホームページや管理職、人権教育担当者、初任者等対象の研修会を通じて周知を図ってまいります。また、指導資料活用のための教職員向け講座を開催するとともに、各市町教育委員会と連携し、学校での活用促進を図ってまいります。

中学校に関わることで1点ご報告します。性的マイノリティの人権については、先ほどの「みんなのひろば」でも取り上げておりますが、昨年4月に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知される等、重要な教育課題の一つとなっております。県立学校においては、平成24年3月に人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を活用した取組が行われているところですが、小中学校においても性的マイノリティの人権にかかわる学習がより積極的に展開されるよう、「みんなのひろば」と合わせて性的マイノリティの人権についての中学校用の人権学習指導資料を作成・配付いたします。今後は「みんなのひろば」と同様に周知と活用促進を図ってまいります。また、各学校において活用する際には、事前に教職員研修等を通じて教職員の共通理解が図られ、性的マイノリティ当事者をはじめ、全ての子どもたちが安心できる教育活動となるよう、各市町教育委員会とも連携しながら支援を行ってまいります。

#### 【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。差別の内容はさまざまなことがあると思うんですね。これに対しての我々大人の見方が時代とともに変わってきているように思います。先ほどの性的マイノリティが認知という言葉がいいのかどうか分かりませんが、公できちっと議論をされるようになったのは、ごく最近のことだろうと思います。そういうことが例えば中学生、高校生がこういう教育を受ける前に大きくなっていったんじゃないかと思うんですが。私のあくまでも個人的な見解ですが、人間は生まれたすぐには誰も差別できない無垢の状態、いろいろ世の中、ほかの人とかかわる、あるいは教育を受けることによっていい情報ばかりではなく、親からとか友達からとか、また学校でとか、なんとなく差別的な見解を身につけていってしまうんじゃないかと思って、そういう意味では我々大人がどう向かい合うかというのがそのまま子どもたちにコピーされてしまいますので、こういうことを通じてしっかりとお願いしたいというのが自分の意見です。

人権教育課長

ありがとうございます。教職員研修であったり、保護者向けの啓発についても、学校と市町教育委員会と連携しながら今後進めてまいりたいと考えます。

委員長

傷つく人は傷つけようとこちらが思っていなくてもほんの言葉でものすごく一生とり得ないような傷を負うことが多々ありますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

人権教育課長

そうさせていただきます。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

### 報告7 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」について (公開)

(松村人権教育課長説明)

報告7 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」について、別紙のとおり報告する。平成28年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長。

説明は人権教育監がいたします。

(赤塚人権教育監説明)

代わって報告をさせていただきます。配付資料の1ページをご覧ください。平成28年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。この「障害者差別解消法」に基づき、職員が適切に対応するために必要な要領を三重県教育委員会として作成いたしました。

策定の経緯ですが、三重県では「障害者差別解消法」の施行に向け、全庁的な取組を行うため、障がい者差別解消専門部会を設置し、知事部局職員を対象とした職員対応要領を12月に策定しました。県教育委員会事務局及び県立学校の職員を対象とした対応要領につきましては、三重県職員を対象とした対応要領に加えて、学校教育分野における「障がいを理由とする不当な差別的取り扱い」及び「合理的配慮」の具体例を、文部科学省がまとめた民間事業者(私立学校等)を対象とした対応指針を参考にして、学校現場の状況等も考慮し、校長会や関係団体と協議を行いながら作成しました。職員対応要領の全体的な構成は、3のとおりです。

作成の方法ですが、作成にあたっては、教育委員会事務局内の6課が中心となり、障がい福祉課から助言を求めながら作成しました。学校関係者の意見を反映させるため、県立学校長会役員会の代表及び教職員代表を交えての作成検討会議を開催し、職員対応要領が学校で適切に対応できるものとなるよう協議を行いました。

また、障がい者その他の関係者の意見を反映させるため、障がい者関係団体からも意見をいただきました。施行に向けてですが、これまでも「障害者差別解消法」につきましては、さまざまな研修の機会を通じて周知を行ってきました。職員対応要領につきましても、管理職及び教職員を対象とした研修会や、各学校における校内研修

でしっかりと周知を行ってまいります。また、職員対応要領が円滑に運用されるよう、障がい者及びその家族などの相談に的確に対応するための窓口を人権教育課に設置して適切に対応します。なお、小中学校の職員対応要領につきましては、それぞれの市町教育委員会で作成するというようになっておりますが、必要に応じて助言・支援を行ってまいります。

内容について説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。2ページと3ページは本文ということで、6条の構成になっております。2条の不当な差別的取扱いの禁止、3条の合理的配慮の提供、この2点がこの「障害者差別解消法」のポイントとなるところです。5条には、先ほど説明させていただきましたが、相談窓口のことを記載しております。

続きまして、4ページから9ページまでが別紙留意事項ということで、第1から第7まで記しております。4ページの第3に不当な差別的取扱いの具体例、具体例としては5ページの上段です。7ページの第6には合理的配慮の具体例として9ページまであります。この具体例に加えて学校で適切に対応できるよう、学校教育分野で必要な具体例として10ページ、11ページに記載しております。今後も「障害者差別解消法」及び職員対応要領の周知や研修を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

#### 【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。では、私から一言。先ほどの人権のこともそうですが、この障がいのことも私、同じと思うんですが、隅々まで周知徹底してみんながその意識を持って対応していくことが、ここの県教育委員会事務局だけではなく、あるいは、県立教職員だけではなく、市町立の学校現場、県民目線でいうと、その区別はあまり意味がないことで、そこも私は大切だろうと思います。この1ページ「5 施行に向けての対応」の(4)、各市町教育委員会において策定することになっているので、必要に応じて助言・支援、ここもしっかり隅々まで流布されるように認識が行き渡るようによろしくお願ひしたいと思います。

あと、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

##### 議案第62号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第63号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案ど

おり可決する。

・審議事項

議案第64号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成28年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告2 平成28年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告3 平成28年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。